

グローバル越境プライバシールール（CBPR）システム

- 現行のAPECの越境プライバシールール（CBPR）システムについて、APEC域外に適用を拡大するための動向を米国が主導。2022年4月21日、我が国を含むAPEC CBPRに参加する9つのエコノミー（国・地域）のうち、メキシコ及びオーストラリアを除く7エコノミーの連名で、CBPRシステムをAPECから独立させ、グローバル化するための新たな運営組織（Global CBPR）の設立に向けた宣言が公表されたところ。
- Global CBPRの稼働開始は2023年春ころを目指している。参加国拡大に向け、アウトリーチを実施していく。

現行のAPEC越境プライバシールール（CBPR）システムの概要

- 外国の事業者等への個人情報の移転を円滑にする仕組み。
- 申請事業者は、外国に移転する個人情報の取り扱いに関する自社ルールや体制が「APECプライバシーフレームワーク」に適合しているかを自己審査する。その内容を、あらかじめAPECから認定された**認証団体（アカウントビリティ・エージェント(AA):民間団体又は政府機関）が審査・認証**。
- AAは認証業務の他、認証企業のモニタリングや認証企業に対する苦情の処理も行う。また、モニタリング等の結果如何では、追加調査、認証一時停止、取り消し等をペナルティとして行う事もある。
- CBPRは、希望するAPECエコノミーのみが参加するボランタリーな枠組み。APECエコノミーがCBPRに参加するためには、個人情報保護当局による「越境プライバシールール執行のための協力取決め」への参加が条件となっており、当局による執行の裏付けが確保されている。

参加エコノミー：米国、メキシコ、日本、カナダ、韓国、シンガポール、チャイニーズタイペイ、オーストラリア、フィリピン

認証機関：(米国) Truste, Schellman, NCC Group, HITRUST, BBB

(日本) **JIPDEC(日本情報経済社会推進協会)**

(韓国) Korea Internet & Security Agency

(シンガポール) Infocomm Media Development Authority

(チャイニーズタイペイ) Institute for Information Industry

認証を受けた企業数：(米国)39社 (Apple, Cisco Systems, HP, IBM等)、(シンガポール)6社 (Alibaba Cloud等)

(日本) **5社（インタセクト・コミュニケーションズ、Paidy、Yahoo Japan、IIJ、PayPay）**